

●香川県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、坂出市選挙管理委員会から平成27年3月2日に指定を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成27年3月20日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
坂出市	旧坂出市立王越小学校体育館	坂出市王越町木沢1197番地8	坂出市		
	川津文化センター	略		川津文化センター	略
	坂出市勤労福祉センター	略		坂出市勤労福祉センター	略
	中央体育館	坂出市寿町3丁目1番2号		西庄文化センター	略
	西庄文化センター	略		略	
	略			坂出市民ふれあい会館（1階部分を除く。）	略
	坂出市与島開発総合センター	坂出市与島町514番地22		坂出市民ふれあい会館（1階部分を除く。）	略
略			略		